

令和2年(ワ)第24587号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

原告 伊藤時男

被告 国

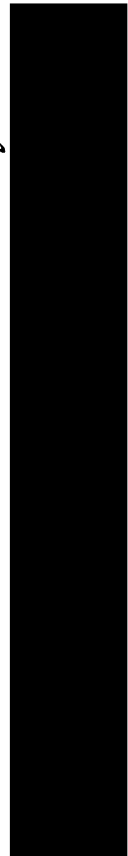
準備書面(2)

令和3年5月28日

東京地方裁判所民事第12部合議B係 御中

被告指定代理人

清	平	昌
原	田	あか
佐	々木	孝
奥	山	晃
友	利	久
月	村	洋
大	野	真
三	月	田
片	桐	
官	本	正



被告は、本準備書面において、原告の令和3年4月27日付け求釈明書に対し、以下のとおり回答する。

第1 原告の令和3年4月27日付け求釈明書に対する回答

1 求釈明事項(5)について

入院成立時の要件である。

2 その他の求釈明事項について

被告の令和3年4月12日付け準備書面(1)(21及び22ページ)で述べたとおり、被告は、原告が「違法」原因として主張する不作為の具体的内容及び作為義務を導く法的根拠が判然としないことから、この点を具体的にして明らかにするよう求めているところであり、現時点では本件の具体的争点が明らかになっていないと考えている。

よって、原告の求釈明事項は争点との関連が不明であると言わざるを得ず、回答の要を認めない。

なお、前回期日における原告と被告のやり取りを踏まえれば、被告としては、原告の求釈明事項(同期日において明らかにされていた求釈明事項は求釈明事項(5)のみであったと承知している。)に対する被告の回答いかんに関わらず、原告において、準備書面の作成を進めることが可能であると理解している。

以上